

令和5年3月14日  
健康管理センター

### 新型コロナウイルス感染症感染防止に関わる出席停止の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症につきましては、2023年5月8日より、第2類から第5類へ変更されます。これに伴い、2023年5月8日以降は罹患の疑い（体調不良、濃厚接触、ワクチン接種による副反応）については「出席停止措置」とはしません。インフルエンザと同等に扱います。基本的な感染防止行動をとって通学し、必要に応じて自己検査を実施してください。

#### 〔変更内容〕

項目	変更日	出席停止措置の対象
ワクチン接種による副反応	5/8以降	出席停止措置の対象外
濃厚接触者	4/1以降	同居する者が陽性となった場合に限り出席停止措置の対象
	5/8以降	出席停止措置の対象外
陽性者	5/8以降	出席停止措置の対象（予定） *出席停止期間は学校保健安全法に基づく

#### 〔注意事項〕

- 新型コロナに関する報告フォームの運用は継続されます。  
罹患した場合は、速やかに報告フォームから報告してください。

「新型コロナに関する報告フォーム」

<https://forms.gle/s48aWp8sFCKP1G8L8>

